

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

議長(堀部登志雄君) 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

はい、五十嵐町民課長。

町民課長(五十嵐則夫君) 承認第5号です。よろしいでしょうか。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。平成18年5月31日提出、白老町長。

次のページをお願いいたします。専決処分書。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成18年3月31日、白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。白老町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正内容等については、新旧対照表で説明したいと思います。ちょっと飛んで、5ページをお開き願えればと思います。附則を朗読いたします。

附則。施行期日。第1項、この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項から附則第9項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

適用区分。第2項、改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次のページ。議案説明をいたします。

所得税法の一部が改正されたことにより、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に交付され、4月1日から施行されたことによることと、納税者の負担に配慮し、納期を変更する必要があることから、これらを合わせて専決処分により本条例の一部を改正したものであります。

新旧対照表でございますけれども、改正後を主に進めていきたいと思っております。

まず、第2条。課税額、第3項でございますけれども、これは介護納付金の課税限度額を7万円から8万円に改めるものでございます。

それから、第6条。納期でございますけれども、第7期の納期を12月1日から同月30日となっておりますけれども、これを12月25日に改めるというものでございます。

なお、まことに申し訳ありません。承5-7ページになりますけれども、6ページに第8期が載っております。7ページにもですね、第8期が同じく載っておりますので、まことに申し訳ありませんけれども、重複していますので削除をお願いできれば、したいと思います。よろしく

お願いいたします。

第8条の2、国民健康保険税の減額ということでございますけども、この第8条の2については、所得により国保税の軽減を図る条文でございます。軽減後の介護納付金の課税額の限度額を、第2条第3項と同じく7万円から8万円に改正するというものでございます。

附則に入ります。附則の第2項でございますけれども、これは所得税法の改正に伴って、地方税法の改正がありまして、それらの改正条文等が変更になります。これらの整理でございますので、ご理解をいただければと思います。

なお、7ページの第3項。それから、次のページの第4項。これは、新たに加入するものでございます。

以下、条文の朗読は省略させていただきますが、改正の概要は、先の全員協議会でもお話ししてございますけども、公的年金等控除が140万円から120万円に改正され、いわゆる20万円の所得増となるものでございますけども、これらを激変緩和措置として、第3項では18年度は13万円の控除とします。

それから、第4項では19年度は7万円の控除とするよということの文言を入れてございます。

あと、以下改正後の第5項からですね、第10項まででございますけども、この3項と4項が新たに加わったものですから、まず2項ずつ繰り下げることと、法の改正による条項の変更。それから、文言の整理でございます。

ちょっと飛びますけども、承5 - 10ページになります。ここで、10ページに第11項、これが新たに加わるものでございまして、先物取引の損失繰越控除も国保税の課税対象とするよという内容でございます。

それから、承5 - 11。これは、9項が12項に改める。これは、先ほどお話ししたように、条項が変わってくるのと、法の改正による条文の変更でございます。

それから、第13項。それから、次のページに第14項があります。これは、新たに加入するものでございますけども、租税条約実施特例法という法律がございまして、この法律の主旨は先ほど税務課長もお話ししたけども、外国における、いわゆる所得に対して発生する租税の二重課税の回避と、それから脱税の防止を図るということを目的としたものでございます。

そこで発生する条約適用利子及び配当等も、国保の国保税の課税対象にしますよということでございます。これが13項と14項でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

はい、14番、大淵紀夫議員。

14番(大淵紀夫君) 第1点目、最高限度額が介護保険の方が8万円になるわけですけども、この53万円と8万円と61万円という金額なのですけどね。これの所得、普通の働いている人の場合の所得で、どれぐらいの方が対象になるのか。61万円とられる人というのが。

それは、どれぐらいの所得の人かということが一つと、それと、何人ぐらい、何世帯ぐらい白老町にいらっしゃるかということが、まず1点です。

それと、もう1点。今回のこの改正によって、18年度は21,000千円ぐらいの増収になるっていうのかな。最高影響される方が、32,450円ぐらいが一番多いというような資料が、この間のね、全員協議会の中で示されておりますけれども、実態として、ほとんどがその所得が上に伸びて収入が増えるのじゃなくて、所得基準が下がったことによって増えるということが多いと思うのだけど、それは、その量的にはほとんどがその部分ですか。

議長(堀部登志雄君) はい、五十嵐町民課長。

町民課長(五十嵐則夫君) はい。7万円から8万円に上がって、トータルで国保税として61万円になりますよと。その、どのぐらいの所得になると、61万円ぐらいいくのかというお話でございますけど、まず。

これは申し訳ないですけども、なかなかその人数、1人世帯とか2人世帯の方もおられますし、5人、6人という家族もおります。それによって、かなり動きがあるものですから、例えば所得が300万円とか500万円であれば、限度にいきますよというふうに、単純にはいかないのかなと。

ただ、かなり所得が上がっている所得の方が、所得を多く持っていないと限度額はいきませんけども。

ただ、この介護の部分についてはですね、確か45人ほど、限度額いっています。ただし、17年度当初課税の段階ですから、18年度はどうなるか。先ほど、税務課長がお話したように、6月の中ぐらいには、数字が出てきますので、そこではある程度きちとした数字が言えるかと思っておりますけども。17年度としては45人ほど、いわゆる限度額をいっていますよと。

ですから、1万円上がることによって、45万円、すべて今の7万円の人がすべて8万円になるかどうか、これはまたちょっと別ですけどもね。

それと、最高限度額61万円まで何人、どのぐらいの所得があればということになると、一概に数字は言えないのかなと思っておりますので、まずはご理解いただければと思います。

それともう一つ、大淵議員何でしたっけ。申し訳ないです。

14番(大淵紀夫君) 18年度に21,000千円ぐらいの増収があるわけでしょう。

それは、所得基準が変わったことによるのがほとんどの、その増収の原因なのかどうか。影響がどういうふうにあるのかという意味なのです。

町民課長(五十嵐則夫君) はい。すみません。

以前にもちょっとお話ししましたけども、いわゆる低所得者にどのぐらい影響あるのかという、悪いですけどもそういう、聞き方になるのかどうか別にしても、いわゆる年金控除が変更になるよと。そこが一番大きいポイントなのでございます、今回はですね。

ですから、120万円が140万円になりますよと。ですから、それ以下の、いわゆる70万円とか100万円とかっていう人には、悪いですけど影響ない。

ですから、それ以上の方。特にそのボーダーラインの方。200万円とか150万円とか。

そこら辺の方が結構影響あると。

ですから、きちっとした数字までは私ちょっと、今資料を持ってきていませんけども、だいたい5,000世帯ぐらい今、国保おります。その内の3分の1くらいは、いわゆるその影響はあるのかなというふうに捉えております。はい、以上です。

議長（堀部登志雄君） はい、五十嵐町民課長。

町民課長（五十嵐則夫君） いいですか。すみません、じゃ補足で。

以前の民生協議会でもお話ししましたが、21,000千円の影響というのは、先ほどもお話ししたようにいわゆる年金控除の変更に伴うもの。それも、あくまでも17年度当初の数字を用いて21,000千円くらいかなという推計なものですから、この6月の10日、15日くらいになると、いわゆる18年度当初が出ますので、そこである程度の、いわゆるどのくらい影響あるのかという、きちっとしたある程度は数字は出るかと思えますけども。

それは、18年度影響額が21,000千円で、以前にもお話というか、お示しましたけれども、正式に、いわゆる20万円の所得増になったときには、だいたい45,000千円ぐらい、影響あるのかなという、あくまでも推計です。そういう状況でございます。はい。

議長（堀部登志雄君） 他、よろしいですか。他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） 以上で質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

議長（堀部登志雄君） 賛成多数。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。